

公益社団法人宮崎市観光協会後援等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人宮崎市観光協会（以下「協会」という。）が、スポーツ、芸術、学術、文化、社会教育、福祉保健の普及高揚に寄与する催し又は経済の活性化を図り、地場産業等を育成し、豊かな市民生活の促進を図る催し（その他これらに準ずるものを含む。）について、後援、協賛、共催（以下「後援等」という。）を行う場合の基準及び手続等について必要な事項を定めることを目的とする。

(後援等の区分)

第2条 協会が行う後援等は、次の区分によるものとする。

- (1) 後援 協会が当該事業について賛同するもの。
- (2) 協賛 協会が企画又は実施に直接参画しないが、事業の趣旨に賛同し、協力するもの。
- (3) 共催 協会が当該事業の企画又は実施に参加し、主催者の一員として、責任の一部を負担するもの。

(後援等の実施基準)

第3条 前条の後援等は次の各号のすべてに該当するものに限り承認するものとする。

- (1) 事業の内容が、協会の事業運営又は施策の趣旨に合致していること。
 - (2) 広く一般市民等を対象とした事業であって、事業の実施場所が宮崎市内であること。ただし、当該事業の効果が広く会員や市民に波及すると認められるもの、又は会員や市民の幅広い参加が期待できるもの、若しくは本市を広く知らしめることが期待できるものである場合は、この限りではない。
 - (3) 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
 - (4) 入場料等を徴収する事業にあつては、その金額が、規模及び内容に対し過重でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を行わないものとする。

- (1) 営利又は商業宣伝を目的とするもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 特定の宗教又は政治団体を宣伝及び支持又は反対する意図があると認められるもの。
- (4) 金品の寄付、援助、事業への参加等を強要するもの又はその外形から判断して強要していると参加者に誤解を与えるおそれがあるもの。
- (5) 暴力団関係者の利益になるもの又はなるおそれがあるもの。
- (6) その他後援等を行うことが不適当と認められるもの。

3 前2項の規定にかかわらず、特に会長が必要と認めるものについては、後援等を承認することができる。

(後援等の申請)

第4条 後援等を受けようとする者は、後援等申請書（様式第1号）に次の各号に該当する書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、会長が認めるものについてはこの限りではない。

- (1) 事業の目的及び内容を明らかにする書類。
- (2) 主催者の概要及び活動の目的を明らかにする書類。

(3) その他会長が必要と認めるもの。

(承認の決定)

第5条 会長は前条の規定による申請を受理したときは、承認の可否を決定し、申請者に当該決定を様式第2号又は様式第3号により通知するものとする。

(事業計画の変更、実施報告等)

第6条 申請者は、事業計画の内容等に変更が生じた場合は、速やかに事業の（後援・協賛・共催）変更届（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

2 後援等の承認を受けた者は、事業実施後、10日以内に事業の実施結果報告書(様式第5)を提出しなければならない。

(承認の取消)

第7条 第4条の申請内容又は企画書等の添付資料等に虚偽の事項があったときは、後援等の承認を取り消し、様式第6号により通知するものとする。

附 則

この要綱は、決裁日令和4年6月1日から施行する。